

落札者決定基準

1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

2 総合評価の方法

- (1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

- (2) 技術評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

技術評価点 100 点

価格評価点 100 点

- (3) 技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

① 仕様書の遵守 87 点

② 組織の体制・実績 8 点

③ その他 5 点

- (4) 技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については別紙「公立学校共済組合長崎支部健康づくり講座業務委託技術評価点の評価基準表」のとおりとする。

- (5) 技術評価点の評価は複数名の審査員により行う。

① 必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数を超える審査員が 1 項目でも基礎点を下回って評価している場合、技術提案書は不合格とする。

② 必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに 5 段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5 段階評価は次表のとおりとする。ただし、加算点の合計得点が 35 点を下回っている場合は、技術提案書は不合格とする。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通	配点×0.25
E	最低水準程度	—

※ 平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

③ 基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

- (6) 価格評価点は次の算式により算定する。

価格評価点＝100 点×（1－入札価格×1.10／予定価格）

※算定の結果端数がある場合、小数点以下第 2 位を四捨五入する。